

## 温泉小委員会における近年の検討事項等について

回	開催日	議題	主なアウトプット
第1回	平成16年11月22日	1. 「温泉事業者による表示の在り方等について」(諮問) 及びその背景について 2. 温泉に関する表示等の現状について	◆表示なく温泉に入浴剤等を使用する事例等が判明し、社会問題化したことを契機として、温泉事業者による利用者への情報提供のあり方について検討
第2回	平成16年12月8日	1. 温泉事業者による表示の在り方等について 2. その他	↓
第3回	平成17年2月10日	1. パブリックコメントの結果について 2. 「温泉事業者による表示の在り方等について」報告(案)について 3. その他	<b>「温泉法施行規則の一部を改正する省令」(平成17年2月24日環境省令第2号) 公布</b> ⇒温泉を浴用又は飲用として利用する際の掲示項目として「加水、加温、循環ろ過、入浴剤添加等」を追加
第4回	平成18年11月21日	1. 温泉資源の保護対策及び温泉の成分に係る情報提供の在り方等について(諮問) 2. その他	◆「温泉行政の諸課題に関する懇談会」報告を受けた必要な措置の検討。
第5回	平成18年12月19日	1. 温泉資源の保護対策及び温泉の成分に係る情報提供の在り方等について ・温泉小委員会における当面の検討事項の整理について ・温泉成分等の情報提供の在り方について ・温泉資源保護対策の在り方について ・魅力ある温泉地づくりについて 2. その他	↓
第6回	平成18年12月27日	1. 温泉資源の保護対策及び温泉の成分に係る情報提供の在り方等について ・報告書(素案)について	<b>「温泉法の一部を改正する法律」(平成19年4月25日法律第31号) 公布。</b> 「温泉法施行令の一部を改正する政令(平成19年7月20日政令第228号)」及

		2. その他	
第7回	平成19年2月6日	1. 温泉資源の保護対策及び温泉の成分に係る情報提供の在り方等について ・報告書(案)について 2. その他	<p>び「温泉法施行規則の一部を改正する省令(平成19年7月20日環境省令第17号)」公布 ⇒ 以下の措置を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>定期的な成分分析等の義務付け</u></li> <li>・ 温泉法改正に伴い、温泉利用の上で<b>必要な情報(加水、加温、入浴剤添加等)</b>として掲示項目の追加・条文整理</li> <li>・ 許可時における条件付与の規定の新設 等</li> </ul>
第8回	平成19年9月25日	1. 温泉法の一部を改正する法律(平成19年4月25日公布)について(報告) 2. 温泉に関する可燃性天然ガス等安全対策について	<p>◆ 温泉利用施設における可燃性天然ガスによる事故を受け、温泉掘削、採取に伴う可燃性天然ガスによる災害の防止のため必要な措置を検討。</p> <p style="text-align: center;">⇩</p> <p><b>「温泉法の一部を改正する法律」(平成19年11月30日法律第121号)公布。温泉法施行規則の一部を改正する省令(平成20年5月28日環境省令第5号)を公布。</b></p> <p>⇒ 温泉の掘削及び採取において<u>遵守すべき技術上の基準を定め、また温泉の採取を許可制とする等</u>の内容を措置。</p>
第9回	平成20年12月26日	1. 温泉法の一部を改正する法律(平成19年11月30日公布)について(報告) 2. 温泉資源の保護に関するガイドライン(素案)について	
第10回	平成21年3月2日	温泉資源の保護に関するガイドライン(案)について	<p>◆ 「温泉資源の保護対策及び温泉の成分に係る情報提供の在り方等について(答申)」(平成19年2月)を受けた検討。</p> <p style="text-align: center;">⇩</p> <p><b>「温泉資源の保護に関するガイドライン」の策定</b>(平成21年3月)。</p> <p>⇒ 温泉の掘削、増掘及び動力の装置(以下「掘削</p>

			等」という。)の不許可事由の判断基準について、一定の考え方を提示するとともに、新規事業者による掘削や動力装置の許可等の基準の内容や都道府県における温泉資源保護のための望ましい仕組みについて、 <u>都道府県の条例・要綱の策定にあたって参考となる具体的・科学的な知見を整理。</u>
第 11 回	平成 23 年 7 月 11 日	1. 最近の温泉行政について 2. 国民保養温泉地新選定標準（素案）について 3. その他	「 <u>国民保養温泉地選定標準</u> 」の改正（平成 24 年 7 月）。
（懇談会）	平成 23 年 12 月 26 日	1. 温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）（案）について 2. 国立・国定公園内における地熱開発について	◆「規制・制度改革にかかる対処方針」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）を受けた必要な措置の検討。 
（懇談会）	平成 24 年 3 月 16 日	1. 温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）（案）について 2. 国立・国定公園内における地熱開発について	「 <u>温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）</u> 」の策定（平成 24 年 3 月）。
第 14 回	平成 26 年 4 月 3 日	1. 温泉資源の保護に関するガイドライン（改訂）について【審議】 2. 「温泉法第 18 条第 1 項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等」について 3. 「鉱泉分析法指針（平成 26 年改訂）」について 4. 国民保養温泉地計画書の見直しについて 5. その他	◆5 年見直し規定を受けた総点検、必要な措置の検討。  「 <u>温泉資源の保護に関するガイドライン</u> 」の改訂（平成 26 年 4 月）。  ◆新たな分析方法等の技術的な進展への対応。  「 <u>鉱泉分析法指針</u> 」の改訂」（平成 26 年）。 ⇒ 実証試験による検証に基づいた新たな分析方法の追加および従前の分析方法の修正等。

第 15 回	平成 29 年 4 月 7 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 環境省における温泉地活性化策について</li> <li>2. 温泉利用施設における硫化水素中毒事故防止策について</li> <li>3. 温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)の改訂案について</li> <li>4. 国民保養温泉地の新規指定等について</li> <li>5. その他</li> </ol>	<p>◆温泉利用施設における硫化水素中毒による死亡事故等を受けた必要な措置の検討。</p> <p style="text-align: center;">⇩</p> <p><b>「公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準」の改正(平成 29 年 9 月 1 日環境省告示)。</b></p> <p>⇒総硫黄を 1 キログラム中 2 ミリグラム以上含有する温泉を、法第 15 条第 1 項の規定による許可を受けて公共の浴用又は飲用に供し、又は供しようとする者が遵守すべき基準を定め、硫化水素が衛生上有害となった場合における事故の防止や利用者の安全確保を図るもの。</p> <p><b>「温泉利用施設における硫化水素中毒事故防止のためのガイドライン」の策定(平成 29 年 9 月)。</b></p> <p>⇒ 設備構造等基準の運用にあたってのガイドライン。</p> <p>◆5 年見直し規定を受けた必要な措置の検討。</p> <p style="text-align: center;">⇩</p> <p><b>「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)」の改訂(平成 29 年 10 月)。</b></p>
第 16 回	平成 30 年 3 月 28 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 温泉法の施行状況について</li> <li>2. 「新・湯治推進プラン」実現に向けたロードマップについて</li> <li>3. その他</li> </ol>	<p>◆「自然等の地域資源を活かした温泉地の活性化に向けた提言」を受けた必要な取組の検討。</p> <p style="text-align: center;">⇩</p> <p>「新・湯治推進プラン」実現に向けたロードマップの策定</p>

第 1 回 同会議(第 17 回温泉 小委)	令和 3 年 6 月 28 日	1. 国立・国定公園内における地熱開発に関する許可 基準、審査要件の明確化等について 2. 地熱開発に関する温泉法上の掘削許可の判断基 準の考え方等について	◆「規制改革実施計画」を受けた必要な措置の検討。  <b>「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電 関係）」の一部改訂</b> （令和 3 年 9 月）。 ⇒ 都道府県における大規模地熱開発に対する温泉 掘削許可にかかる離隔距離規制、本数制限等につ いての考え方の整理・提示。
第 2 回 同会議(第 18 回温泉 小委)	令和 3 年 9 月 30 日	1. 国立・国定公園内における地熱開発に関する運用 の見直しについて 2. 地熱開発に関する温泉法上の掘削許可の判断基 準の考え方等について	
第 19 回	令和 5 年 1 月 31 日	1. 温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発 電関係）の改訂について 2. 国民保養温泉地の新規指定について 3. その他	◆ 5 年見直し規定を受けた必要な措置の検討。  <b>「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電 関係）」の一部改訂</b> （令和 5 年 1 月） ⇒ 令和 3 年の追加事項の本文への組み込み等
第 20 回	令和 6 年 9 月 17 日	1. 近年の温泉行政を巡る動きについて 2. 「温泉資源の保護に関するガイドライン」につい て 3. その他	◆「温泉資源の保護に関するガイドライン」の 5 年見 直し規定を受けた必要な措置の検討の開始。
<p>今後の検討事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>温泉資源の保護に関するガイドライン（5 年ごとに改訂）（令和 7 年改訂予定）</li> <li>鉱泉分析法指針改定（令和 8 年度改訂予定）</li> <li>温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）（5 年ごとに改訂）（令和 9 年改訂予定） 等</li> </ul>			